

改正

平成26年6月30日教委告示第27号

平成27年3月31日教委告示第7号

安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の多様な学習ニーズの高まりに対し必要とされる生涯学習の指導を行う者（以下「登録者」という。）を確保するため、安曇野市生涯学習リーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置し、地域住民、各種関係機関等による活用を進め、もって生涯学習の推進を図ることを目的とする。

(登録の分野等)

第2条 登録の分野及び専門項目は、別表に掲げるとおりとする。

(登録の条件)

第3条 リーダーバンクに登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

- (1) リーダーバンクの目的を理解し、賛同する者
- (2) 生涯学習に関する豊かな知識及び優れた技能をもって生涯学習の推進に積極的に協力できる者
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としない者

(登録の手続)

第4条 リーダーバンクに登録を希望する者は、毎年2月1日から同月28日までの間に生涯学習リーダーバンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項で定める期間外に申込みがあるときはこれを受理することができる。

3 教育委員会は、申請書の内容が適当であると認めた場合は、リーダーバンクに登録し、登録事項を登録台帳に整理保管するとともに、安曇野市生涯学習リーダーバンク登録証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録事項の公表)

第5条 登録者台帳の登録事項は、申請書記載事項によるものとし、住所、生年月日及び連絡先以外は公表するものとする。

(登録事項の訂正等)

第6条 登録者は、登録事項について訂正又は加除を希望するときは、書面により随時その旨を申し出ることができる。

(登録の更新)

第7条 教育委員会は、登録の更新を2年に1回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、登録者が申請書を再度提出することにより、その申請内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

(登録の取消)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から申出があったとき。
- (2) 登録者が、リーダーバンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (3) 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

(市民への登録者の周知)

第9条 教育委員会は、市民の学習活動の利用に供するため、登録者及び登録事項の周知に努める。

(活用方法)

第10条 登録者の活用を希望するときは、原則として、教育委員会が当該登録者に直接依頼するものとする。

2 登録者の招へい等に要する経費等は、依頼者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日教委告示第27号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日教委告示第7号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

登録分野と専門事項

分野	専門項目
1 教育	乳幼児教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育、障がい児教育、家庭教育、同和教育、視聴覚教育、婦人問題、社会教育、生涯学習概論、教育一般等
2 哲学・倫理・思想	哲学宗教論、人生論、人間形成論、愛情論、心理学等
3 政治・経済・社会	政治、法律、外交、時事問題、経済、生産と流通、地域の産業、消費者問題、税、労働問題、高齢者社会、国際関係等
4 歴史・地理・民俗	郷土史、地方史、日本史、東洋史、西洋史、考古学、古文書、文化財、地理、地史、民族学、風俗習慣、民話・伝説、年中行事等
5 文芸・語学	短歌、俳句、詩、漢詩、小説、川柳、文学一般、古典、現代文学、児童文学、外国語(中・英・独・仏・会話等)、ことば(方言・りげん)、

	朗読・よみきかせ・語り等
6 美術・工芸	デッサン、水彩画、油彩画、水墨画、木版画、石版画、エッチング、俳画、デザイン、彫塑、木彫、石彫、陶芸、七宝焼、書道、ペン習字、拓本、篆刻、レタリング等
7 音楽・演劇・舞踊	邦楽器（尺八・琴・三味線・太鼓等）、ピアノ、ギター、エレクトーン、シンセサイザー、吹奏楽、アコーディオン、マーチングバンド、コーラス、民謡、謡曲、演劇、人形劇、日本舞踊、民俗芸能、社交ダンス、ジャズダンス等
8 趣味・生活文化	手芸、編み物、人形制作、フラワーデザイン、囲碁、将棋、伝承文化（折り紙・藁・藤・竹細工・木工・あそび等）、詩吟、写真、釣、手品、造園、園芸、盆栽、調理・料理、栄養、山菜、きのこ、和裁、洋裁、服飾、茶道、華道、表具、生活マナー、生活改善等
9 自然科学	生物、植物、動物、昆虫、野鳥、化学、物理、数学、天文・気象、地質・鉱物、科学と人間、環境問題、自然保護、公害、防災等
10 産業・技術	商工業、農業・林業の生産技術、バイオテクノロジー、食品科学、先端技術、機械技術、電気技術、コンピュータ等
11 健康・安全	健康づくり、体力づくり、健康と運動、健康管理、精神衛生、性教育、家庭医学、スポーツ医学、生活習慣病、がん予防、漢方医学、薬草、リハビリテーション、救急法、交通安全、労働安全、安全教育等
12 スポーツ	剣道・柔道・弓道等、野球・バレーボール・その他球技、体操、水泳、登山、スキー、スケート、ゴルフ、ゲートボール、ヨガ、レクリエーション、オリエンテーリング、キャンプ、フォークダンス、エアロビクス等
13 福祉・奉仕地域づくり	福祉全般、ボランティア活動、地域活動、老人福祉、手話、点訳、地域づくり等